

令和2年12月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和2年12月23日(水) 開会17時00分
閉会18時04分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
柏木 正義 次長兼教育政策課長
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長
北村 俊雄 学校教育課長
矢野 義知 社会教育課長
若杉 圭介 教育政策課参事
吉田 浩之 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
森本 悦子 社会教育課参事
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 令和2年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について
【議第71号】
第3 別府市子どもの読書活動推進計画(第3次)策定委員会委員の委嘱
について【議第72号】

報告事項 (1) 民有地の買収について【報告第25号】
(2) 令和2年第4回市議会定例会について【報告第26号】

その他 (1) 別府市小・中学校における携帯電話の取扱い等に関する基本的な指導
方針について
(2) 別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会設置要綱の
制定について
(3) 1月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和2年12月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は小野委員さんをお願いいたします。

◎ 令和2年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第71号 令和2年度別府市奨学生選考委員会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは1ページをお開きください。議第71号は、規定により議決を求めるものでございます。

2ページをお開きください。別府市奨学生選考委員会規則により、委員会は委員7名をもって組織し、委員は、教育長、教育委員1名、社会福祉団体代表1名、民生児童委員代表2名、中学校長代表1名及び学識経験者1名とし、別府市教育委員会が委嘱することとなっております。その規則に基づき、委員をこの7名の方々に委嘱したいと考えております。教育委員1名につきましては、小野委員ということで提案をさせていただきたいと思っております。以下、それぞれの団体の長に代表して推薦をいただきました。別府市社会福祉協議会常務理事 釜堀秀樹様、民生委員児童委員協議会副会長 清岡孝子様、民生委員児童委員協議会会計 大山直様、中学校長会長 財前昭仁様、別府ライオンズクラブ会長 小野正明様です。なお、別府市奨学生選考委員会を、昨年同様に令和3年1月定例教育委員会の前に開催したいと考えております。以上7名の推薦についてご承認をお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

小野委員 学識経験者の小野正明さんは、どういう方ですか。

学校教育課長 別府ライオンズクラブの会長を務めております。この方につきましては、

例年、別府の3つのライオンズクラブの代表の森田会長に推薦を依頼しています。別府市議会議員をされている方です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 71 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 71 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）策定委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第 72 号 別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）策定委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

社会教育課長 3ページをお願いいたします。議第 72 号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

4ページをお願いいたします。11月の定例教育委員会にて「別府市子どもの読書活動推進計画（第3次）策定委員会設置要綱」の制定について議決をいただいたところですが、今回は、一覧表にあります委員の委嘱について議決をお願いするものであります。策定委員会は、学識経験を有する者から行政関係者までそれぞれの分野から16名の委員で構成されます。学識経験を有する者では、別府大学初等教育科教授の古川元視氏と、大分大学教育学部発達科学教育准教授の永田誠氏に委嘱したいと考えております。別府大学の古川氏につきましては、国語科教育、学校図書館教育、読書活動を専門分野としておりまして、これまで佐賀県教育委員会、文部科学省、佐賀県内の小学校校長を歴任されています。大分大学の永田氏は、幼児教育学、社会教育学を専門分野としておりまして、これまで、「幼児の育ちと親の学びの関連」等の研究をされています。その他の委員については、それぞれの分野における関連団体等の代表や団体からの推薦者を委員として委嘱を考えております。なお、今後の計画策定までの動きですが、委員委嘱の議決をいただければ、来年1月に第1回目の策定委員会を開催し、今年度内に子どもの読書における現状把握のためのアンケート調査を実施する予定です。令和3年度に入り、委員会を3回程度開催し、各委員からのご意見をいただきながら12月を目途に計画を策定していきたいと考えております。説明は以上であります。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 この子どもの読書活動推進計画というのは、具体的にはどういうことを策定していくのですか。

社会教育課長 子どもの読書活動推進に関する法律が平成 13 年に制定されております。その中の、市町村の責務として子どもの読書推進の計画を策定することに努めなければならないという条文に基づいて策定しております。なお、今回第 3 次になりますが、第 2 次は平成 28 年 5 月に策定しております。その中では、子どもの読書活動推進に向けた取組といたしまして、例えば家庭内における読書活動や幼稚園・保育園における活動、学校における読書活動、また市立図書館や地域における取組をする中で、いかに子どもの読書の推進に結び付けていくかというような計画を、今後アンケート調査等を交え検証しながら、新たな取組を第 3 次ということで始めていきたいと考えております。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。
策定は 5 年に 1 回ということですか。

社会教育課長 はい。第 2 次の計画が概ね 5 年で策定しております。今回、5 年を経過しておりますので、第 3 次を策定するものでございます。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 72 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 72 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告第 25 号 民有地の買収についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは 5 ページをお開きください。報告第 25 号 民有地の買収について説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。今回取得した土地は、亀川小学校の敷地内にございました、以前亀川幼稚園舎があった民有地を買収し、亀川小学校のグラウンドとして整備するものですが、この度買収が終了したので、報告するものとなっております。

これまでの経緯につきまして簡単にご説明いたします。この土地につきましては、昭和 48 年度から平成 28 年度まで土地の所有者と賃貸借契約を締

結し、亀川幼稚園の園舎の土地として使用料を支払っていましたが、平成28年度に幼稚園舎を解体し、幼稚園を小学校校舎内に移転したことから、平成29年3月末日で所有者に返還しております。返還後、教育委員会といたしましては、亀川小学校のグラウンド用地として、所有者と譲渡交渉を続けていましたが、今年度、協議が整いましたので、買収をいたしました。土地の所在及び地番は、大字亀川字汐入25番4、現況地目は宅地、面積は185.28平米、契約の相手方は愛媛県宇和島市の一乗寺でございます。契約金額は700万4千円で、この価格につきましては不動産鑑定士の鑑定評価による金額です。令和2年12月8日付契約を締結し、所有権移転登記を12月9日に完了しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 一乗寺というのは名前ではなくて、宗教法人ですか。

次長兼教育政策課長 はい、宗教法人です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第26号 令和2年度第4回市議会定例会についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

※ 各担当課長より、議案質疑及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 共同調理場内に炊飯設備を整備とありますが、共同調理場と炊飯設備というのはどういう関係があるのですか。

次長兼スポーツ健康課長 現在学校給食の炊飯は、民間に委託しておりまして、場所は浜脇の国道10号線沿いにある施設であります。そこは築40年以上経過して、かなり老朽化が進んでおります。今回、新しく作る調理場の中に炊飯設備を入れるのか、もしくは引き続きそこをお願いするのかという話し合いを半年間にわたって進めてきたところです。その結果、新しい調理場の中に炊飯設備を入れて、共同調理場開設までの残り3年間は今炊飯を委託しているところにやっていただいて、将来的には新しいセンターの中で炊飯していくと

いう結果になったということでございます。

小野委員 SDG sについて、17の目標があると思いますが、教育委員会ではいくつの目標と関わっているか教えてください。

学校教育課長 いくつの目標と関わっているのかということは正確には分かりませんが、新しい学習指導要領の総則の中には、目指すものとして、持続可能な社会の担い手となる子どもたちを育てる、ということが記されておりまして、社会科や家庭科、理科、そういったところに、すでにSDG sに関わる内容というのが含まれています。環境問題ですとか、消費行動が関係する影響といったことがありますので、いくつの目標と関わっているかということは、またお調べしたいと思います。

川崎委員 今のSDG sに関係しますが、子どもたちに意識させ、と書かれていますのですが、SDG sそのものを意識するのではなくて、それに関連した行動をするように意識させるということはどうですか。SDG sそのものを、というのは子どもたちにとっては非常に難しいですよね。それを分かりやすくした形で行動に移すとか、どの辺まで子どもたちに意識させるのか決まっていますか。

学校教育課長 学校におけるSDG sの教育というのは、これから研究をしていく部分がとても大きいと思いますが、子どもたちの身近な行動から達成に向けた取組ができるというようなことを、小学校から日常の中で教えていくというようなことは大事であると考えております。教科書の中でも目標について扱っているものがありますが、それは高学年や中学校になってくると思います。これについてはまだこれから研究が必要であると考えております。

川崎委員 多分一般の人にとっても中身は結構難しい話ですが、実際にはものすごく関係があるということは確かなので、SDG sが何かとかいうことを子どもたちが知る必要はないと思います。ただ、こういうふうにするとか自体が当たり前、最終的には世界全体が目標としているものになっているとか、自然な状態で、子どもたちが行動したりするように教えるとかですかね。SDG s自体が何かということ子どもたちに知らせる必要はあまり意味がないような気がします。

次長兼スポーツ健康課長 Sustainable Development Goals という17の項目ということで、先程共同調理場の話をしましたが、調理場の基本計画の巻頭言にもSDG sのことをしっかり入れていて、ゴミを減らしていきましょうとか物を大切にするというものも共同調理場の基本計画の中にも入れています。教育活動全体とか、そういう考え方を、物を大切にしましょうとか海をきれいにしましょうとか、そういうものは教科を超えて指導すべき内容だと思っております。給食の中でもしっかり反映させていきたいと思っております。

川崎委員 教育委員会の中でSDG sそのもののテーマを子ども用に咀嚼して、それ

を目標に変えてあげるとか、そういう形にしたほうがいいと思うんですね。上から進めていくと本質が伝わらないような気がしますので、その辺の配慮をしていただきたいと思います。

寺岡教育長 他の都道府県ではSDGsを学校教育目標に入れてやっている学校もあるようですね。先進的ですね。やはり咀嚼しながら分かりやすくしたほうがいいですね。

川崎委員 そのほうが良いと思います。

福島委員 市役所はSDGsを進めているのですか。

次長兼教育政策課長 昨年策定して今年度から始まりました総合計画の中には、それぞれの施策にSDGsの17のターゲットを紐づけてやっておりますが、実際には今から職員教育が始まっていくという感じで、まだそこまで市のほうも踏み込んでいません。

福島委員 ということは、教育委員会もまだ施策とSDGsとが紐づけられてはないですね。川崎委員の言うようにもうちょっと咀嚼しないといけませんね。

次長兼教育政策課長 確かな話ではないんですけど、SDGsの担当課のほうからは、今後はまず職員教育から、研修から始めていくという話を聞いております。

寺岡教育長 非常に重要なテーマになってくると思います。
その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他の項に入ります。別府市立小・中学校における携帯電話の取扱い等に関する基本的な指導方針についての説明をお願いいたします。

総合教育センター所長 別府市立小・中学校における携帯電話の取扱い等に関する基本的な指導方針を作成いたしましたのでご説明させていただきます。委員の皆様からご意見をいただければと存じます。よろしく願いいたします。
８ページをご覧ください。本方針は、国より本年７月に、県より８月に示された方針を受け、作成したものでございます。まずは、別添文科省資料「学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて」概要版にて、文科省及び県教育委員会の方針についてご説明させていただきます。１の背景をご覧ください。近年、携帯電話の普及が進んでいること、災害時や生徒が犯罪に巻き込まれた時などに緊急時の連絡手段として活用することの期待が高まっていることを踏まえ、これまでの通知を有識者会議が見直し、

その結果を元に示されたものでございます。2の「学校種ごとの携帯電話の取扱い」をご覧ください。(1)小学校についてはこれまでと同様、携帯電話の校内への持ち込みは原則禁止、やむを得ない場合は例外的に認めるとの内容です。(2)中学校については小学校と同様の対応、または、一定の条件、例えば生徒が自ら律することができるルールを生徒や保護者が主体的に考える等を満たした上で、学校または教育委員会単位で持ち込みを認めるというものです。県教委からも同様の方針が示されています。このことを受け基本的な方針を作成いたしました。

10 ページをご覧ください。県の通知との比較です。中学校において、一定の条件のもと持ち込みを認めるか否かについては、県、国ともに学校または教育委員会が方針を示すとなっています。別府市教育委員会といたしましては、冒頭の文章、9行目以降に示していますように、携帯電話の活用への期待が高まっている背景を踏まえて、各学校の実情に応じて取り組むとの方針を示しているところがございます。取扱いについては、小学校はこれまで通り、中学校ですが、11 ページの下線部のとおり、「学校として持ち込みを認める場合には」と、学校の実情により判断すべき内容であることを示すとともに、一定の条件を満たしたうえでの対応であることを記しています。

12 ページ、13 ページは情報モラル教育の取組、ネット上のいじめに関する取組、保護者との協力体制について示しています。保護者との協力体制については、下線部のとおり、これまで取組を行ってきたネットトラブルの防止に向けた心がまえ「私の約束」小学生用、及び生徒会等を活用した各小中学校の約束の周知、さらに家庭の約束づくりを推進していくことを明記しています。

今後の対応につきましては中学校生徒指導主事会にて協議を進めていますが、現状といたしましては、「一定の条件のもと、持ち込みを認めることは拙速に判断すべきではない」と捉えているところがございます。生徒指導主事会にて、条件を満たす具体的な取組について、継続して協議を行ってまいります。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。非常に重要な案件でございます。この携帯電話の持ち込みによって、子どもたちの人間関係、学業等、あるいは家庭における引きこもり等、様々な面で問題が生じますが、要するに国のほうは、持ち込みを緩やかにしたいという判断でよろしいですか。

総合教育センター所長 ひとつは、登校中にブロック塀が壊れたという事件につながっているところがございます。緊急の場合に携帯電話が使用できるということで、大阪府が持ち込みを認める方向で動いたということも影響しているかなと思います。ただ、それは学校または教育委員会が方向性を示すべきということが、国と県から示されています。8月に通知を受けて少し時間が経っておりますが、それまでも生徒指導主事会等で意見を交わしているところで、基本的にこの内容に関しては、市教委が、これまでどおりとか持ち込みを認めなさいとか示すものではなくて、学校の実情で学校のきまりとして扱

うものである、という判断をさせていただいているところでございます。

寺岡教育長 小学校は持ち込みが禁止、中学校は持ち込み禁止だけれども、一定の条件を満たした上で学校が判断するもの、と変わっているということですが、何かご意見ございませんでしょうか。

福島委員 持ち込む、持ち込まないという問題ではなくて、今はアプリがいっぱいありますから、アプリの中身でもって制限を加えないと。親との電話も必要ですし、もっとアプリの中を精査しながら、これは良い、これは悪いということをやっておかないといけないのではないですかね。1か0ではなくて。確かに授業中にメールをされても困るし、AirDrop されても困るし。簡単にできますからね、写真をあげるとかすぐできるんですよ、AirDrop は。だからアプリを1つ1つ精査しないといけないですよ。

山本委員 携帯電話、となると通話機能というか、理由のひとつとしてブロック塀が壊れたときに緊急に連絡が取れたということですけど、10年くらい前の話だと、携帯電話は電話をかけるための手段だったけれども、今は、電話をかけるということは主ではなくて、それこそ福島委員が言われたように、ネットをすとかゲームをすとか、ネットに含まれますが動画を見るとか、そういうふうな主要手段になっています。私のところは精神科の病院で、10代の子どもも含めて診ていますが、10代の子が携帯を持つというんならトラブルになってくるというか、これも精神医学の分野でまだ十分解明されていませんが、これからネット依存、ゲーム依存、この辺の診断は広がっていくだろうとみていますし、小児科学会等は明らかに、早くから子どもに携帯を持たせるな、みたいなことを言ってきている状況ですので、私も病院で見ていると、10代の子どもたちに携帯を持たせるという要求がかなり多かったり、持たせてみると、非常に生活が乱れて昼夜逆転してしまうなんていうことが学校現場でも多いと思いますので、文科省が進めるのであれば、学校とか教育委員会レベルでできる問題なのか、フィルタリングだけでは無理だろうし、使い方の教育に関してもうちょっときちんと枠組みをやらないと、かなり危険なような感じがします。電話をすという目的だけで持ち込みを許可すると、今の子どもたちは電話をす目的ではなくてネット、ゲーム、そちらのほうが主だと思います。

福島委員 アプリはたくさんありますからね。おもしろいですし。私もアプリをたくさん入れていますが、役に立つアプリもたくさんあるんですよ。

小野委員 実際、連絡をすという役割ではなくて、ゲームをすこともできるし、ものを調べることもできるし、触らなくても声ですぐ反応したりするので、いい遊び道具というか、それで中学生でもインスタグラムとかFacebookとか何でもやっている時代ですので、十分考えてやらないと大変なことになるなと思います。幼稚園とか字が読めない子でも携帯に向かって例えば「ウルトラマン」と言えば、ウルトラマンの動画が全部出てきて、3歳の子でも見られるわけですから。電話で連絡をす道具、と思わないほうが

よいと思います。

福島委員 もっと精査したらいかがですか。

教育部長 ちょっと分かりにくいところもあるかなと思うんですけど、これまで携帯電話の持ち込みは原則禁止で、あくまでも例外的に認めていました。今回このように文部科学省が方針を出した時点で報道等を見ていると、「条件付きで容認へ」というふうに書かれているんです。ですから、わりとインパクトとしては、今までの原則禁止から条件付きでいいですよ、というように振ったように見えるんですけど、今現在聞く範囲では、大分県内の市町村は、やはりこれまでどおり原則禁止、という方針を貫いているところが多いです。その中で、今回別府市が提示している方針は、あまり県の方針と変わっていないように見えるんですけど、先程の説明にあったように、拙速にやるべきではないという考えがある一方で、原則禁止を今後も続けるというよりは、社会状況が変化しているということを踏まえて、条件を整えていくべきではないかというところを方針として示しています。文部科学省が公表している調査のデータを見ると、公立中学校は98%以上が原則禁止にしているんですけど、私立中学校に関しては原則禁止しているのは52%で、やはりそれくらい公立と私立で違いがあります。また、海外の事例等を見ると、授業でスマホを使っているということが当たり前になってきておりますので、小野委員さんが言われるように、日本の子どもは圧倒的にゲームで使ったり LINE で会話をするというのに使ったりすることが主なんですけど、海外の方ではそうじゃなくて、調べ物をするとかいろいろ検索するとかいうのに使っているというそれくらいの意識の差があります。したがって、今後は学校と保護者と子どもたちで、しっかりその辺を話し合っていて、いずれ認めていく方向になると思うので、福島委員が言われたように、しっかり条件というルールを決めていくということをやってほしい。その場合別府市は、教育委員会が一律に方針を出すのか、各学校で判断するのかということについては、各学校の判断に委ねる、というのが今回提示している内容になっております。

寺岡教育長 ネットトラブルの現状はどうですか。

総合教育センター所長 アンケート調査等を行っております。何も取組をしなければ広がっていくということは、平成10年代から危惧されていまして、ネットモラル教育等には力を入れてまいりました。ただ、現在の生徒指導案件では喫煙や飲酒などは減少しています。万引き等も減少しているのですが、今総合教育センターのほうに入ってくる案件で、やはりネットトラブルの部分は学校間をまたぐなど、非常に苦慮しております。過去の案件では、興味本位で見ず知らずの方と関わるというものもありました。ネットモラル教育というか自分を律する力を育てていかないとトラブルになるので、これ以上は進まないということを選ぶ、というように、その子自身の力をつけていかなければ実際は難しいなというのが生徒指導の現場の感覚だと思います。併せて、アンケート調査の中では、家庭のルールがあれば概ね守れ

ているというデータが出ております。今進めているのは、子どもたちに自分を律するためにといいことで、生徒会や児童会を活用して、学校のルールなどを考えさせているのですが、今広めなければいけないのは、家庭でしっかり話して家庭の中のルール作りを進めるところでございます。それが本当に浸透していくか、データの的には値は上がっているのですが、すべての家庭でのルール作りとなるとかなりハードルは高いかなと思います。

福島委員 今は初期の段階だから、持ち込みがどうのこうのと言っているけれど、時間が経てば自分たちの考え方でやりなさいとなるのでしょうかね。

川崎委員 学校に委ねることなのですが、学校が一定の条件を基に携帯電話を使うことを許すということは、学校ごとに判断して、それを教育委員会で把握されると思うのですが、その中で、やるところもあればやらないところも出てくるのでしょうか、やるところについては、その後どのように出来ているかというモデル校と捉えて、そこは検証しながら、今後他校へ広がっていく可能性が十分高いということは間違いないと思いますが、やる学校については教育委員会が問題点を常にウォッチングするというか、より良い方向に変えていくという役割は、教育委員会が持っていたほうが良い、すべて学校に委ねることでもないのかなという気がします。

総合教育センター所長 別府市は学校の距離も近いですし、ひとつの学校の校則が周りに影響するというのもございます。今、別府市の生徒指導のひとつの肝になりますが、中学校の生徒指導主事会を毎月開催していますが、研修の場なんですけど、各学校の生徒指導の案件等を報告しながら、どう対応したのかというところを還流しながらスキルアップを図っているところです。その中で、今後どのように対応するかということこれから詰めていく形になります。先進地の対応や、どのように許可をしているのか、そこでどういう不具合が出たのか、ということ学習しながら、本当にいけるのかということ詰めていきますので、モデルでどこかが先にやるようになるのか、それとも一齐にスタートになるのか、これからの研修次第なんですけど、それは常に情報共有しながら進めていく形になると思います。

川崎委員 学校に対しての負担はだいぶ大きくなりますよね。

教育部長 川崎委員が言われたのは非常に大事な点で、実は部内でもそういう話をしたんですけど、やっぱり認める学校、認めない学校がバラバラではおかしいのではないかと、という話や、教育委員会が一方向的に押し付けないにしても、教育委員会が全くタッチしないというのはどうかなという話もしました。その中で、別府市の場合はこれまでも生徒指導は各学校が連携してやってきたので、結果としてバラバラにはならないのではないかと話がありました。これを校則と考えたときには、やはり学校で校則を定めるというのが原則だろうということがあって、それを教育委員会が一律的に各学校の校則を定めるというのは違うかなという思いがありましたので、最終的には学校においてということにしていますけど、実質的には連

携を取り合って、別府市の中でバラバラにならないように、教育委員会も関与していく、というやり方でいこうということになりました。

寺岡教育長 子どもたちの実態を見たときに、家庭の中に引きこもっている子どもさんは、携帯やゲーム等で生活習慣が昼夜逆転していると。それは学校からの報告書の中に書いていますね。結局、子どもにとってはこれは非常に重要なもので、その子の進路や人生を変えるくらい大きなものが潜んでいるので、一定の条件を満たすということについて、どういうふうに扱えばいいのかということ、子どもたちに質の高い教育をしないといけないということでしょうね。

山本委員 やはり実際にゲーム依存ネット依存で受診してくる10代の方は多いです。それで、家庭内でいろんな問題行動が出てきて入院するケースもありますし、やはり原因として携帯電話が存在するということは、確実にこの数年間で増えていますよね。学校でそれを決められるか、別府市で決められるか、大分県で決められるかと言われても、先程言いましたゲーム依存ネット依存という病気レベルの問題になってくると、そのような規模で対応できるような話じゃないと思うんですよね。何が良くて何が悪くて、何がモデルなのかと言われても、それは地方で考えることではなくて、ある程度大きな組織の中でガイドラインを示す必要が有ります。Googleとかの中でもいろんな書き込みがありますよね。ひどい書き込みがいっぱいあるんですよ。でもそれを削除依頼したって、Googleは削除しませんよね。サイトで口コミを見たら、個人名が出ていて学校の先生の名前が出ていて悪口が書いてあったって消えないんですよね。そういう社会制度が十分整っていないんじゃないかなと思います。慎重にしていきたいと思います。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは小・中学校における携帯電話の取扱い等に関する基本的な指導方針については、別府市はこのように進めるということでございます。よろしく願いいたします。
では他に質疑等はないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（2）

寺岡教育長 次に、別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会設置要綱の制定についての説明をお願いいたします。

次長兼スポーツ健康課長 それでは14ページをお開きください。先程議会の報告で申し上げましたとおり、本議会で債務負担行為が可決されました。今後は施設を建てる準備に入っていきます。今回令和2年11月26日付で制定されたのがこちらの要綱です。簡単にご説明させていただきます。

まず設置のところをご覧ください。第1条では、別府市新学校給食共同調理場整備事業の契約を締結する業者を総合評価一般競争入札により決定

するにあたり、別府市PFI事業等事業者選定委員会設置条例第2条の規定に基づき、別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会を設置するというものです。

第2条、所掌事務です。委員会が所掌する事務が3つあります。(1)落札者決定基準に関する事、(2)入札参加者の技術提案書の評価に関する事、(3)その他落札者の決定に関し必要と認める事項、となっております。

第3条、組織につきましては、委員会は5人で組織する。委員3人は有識者の中から市長が委嘱し、委員2人は市職員のうちから市長が指名するものをもって充てる。委員の任期は、新学校給食共同調理場整備事業の契約を締結した日までとする。他には、委員の責務等、あるいは15ページの中ほどにあります会議、庶務、委任、このような内容で設置要綱が定められております。

今後はこの要綱に基づいて会議を重ね、業者の選定を行っていきます。この設置要綱が11月26日に制定され、既にこれまで2回会議を開催しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他(3)

【概要】 ※令和3年1月定例教育委員会の開催日程について、令和3年1月22日(金)17:00より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和2年12月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。